

法制度から見た 電子署名技術

2021年11月25日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

第三者に証明するということ

- 民事訴訟等で第三者に文書の作成者を証明する必要性が生じる。
- 例えば、借金の返済を求める訴訟（貸金返還請求事件）での証明の必要性は以下のとおり。

主要事実

貸金返還
請求

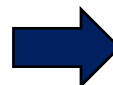
返還約束

弁済期の合意

金銭の交付

弁済期の到来

通常、これらは契約書に記載される。
(金銭消費貸借契約書)



契約書の作成者が借主であることを証明することにより、主要事実を証明する。

そのために、電子署名や電子証明書が用いられる(電子署名法3条による推定)。

貸主が、主要事実のすべてを証明すると、返還請求が認められる。

主要事実の全てが証明されても、抗弁事実(例えば「弁済」)を借主が証明すれば、返還請求は棄却される。
(返還がないことを貸主が証明する必要はない)

※ 大陸法(仏、独、日など)では、ほぼ確実なレベルまでの証明が要求される(日本では「高度の蓋然性」)が、英米法では、事実有の証拠が事実無の証拠に勝ればよい(証拠の優越)

電子署名による証明

- 民事訴訟法には、本人による押印での、真正な成立（本人の意思による作成）の推定が規定されている。
 - 「本人による押印」であることを証明する必要がある。このための有力な証拠が印鑑証明書
 - 主に、実印による押印が想定されている（実印に限られているわけではない）
- 電子署名においても、実印レベルのものを想定して利用が進められてきた。
 - このために、厳格な管理の電子証明書の利用が前提とされてきた。
 - その結果、利便性に欠ける面が多かったように思う。
- 電子証明書が完璧なものでもなくとも、最終的に、電子文書の本人性が示せればよいはず。そういう観点からの検討が足りなかったのではないか。
 - 技術屋は、完璧なものを求めがち、ということもあった。
 - 過不足のない安全性での利用、ということを考えるべき

真正な成立の証明は実印に限られない

■ 認印(三文判)が全く無意味とは言えない

- 本人が長年使い続けている印章であれば、本人による押印だと証明できる可能性がある(証明は大変かもしれない)
- 銀行届出印のように、何らかの登録をしていれば、そこから証明することが可能だろう。
- つまり、実印よりは大変だが、本人性を証明できないとはいうわけではない(証明できないこともあるだろうが)

■ 電子署名も同じように考えるべき

- 完璧なものでなくても、他の事実との組み合わせで、本人性を証明できる可能性がある。
- この背景には、利用開始時の容易性と、証明の容易性とのトレードオフがある。

電子署名とデジタル署名(1)

- 電子証明書や電子署名実施方法(リモート署名, 立会人型電子署名など)が多様化している。
 - 全ての用途に, 完璧な技術(完璧な電子証明書に基づく, 完璧なデジタル署名)を求めると, 過大なコストを要することになり, 普及を妨げる(妨げてきた)。
- 本人の意思によるものであること(本人性)を証明する方法は, デジタル署名だけではない(ただし, 基盤技術としてデジタル署名を使う場合が多い)。
 - ブロックチェーン等の分散型アーキテクチャには, 有効な局面があるだろう(ただし, 処理の正当性を証明するために, 誰を証人にしたらよいか, という問題はあるだろう。また, 本人性を証明するためには, なんらかの形でデジタル署名を用いることになるかもしれない)。
 - eシールのような自然人以外のデジタル署名は, 一定の事実(組織や機器による情報送出など)を証明するために有効な場合が多いだろう。
 - 電子署名は自然人の意思表示(契約・約束等)に用いることができるが, eシールは, 事実の通知等に用いることになるため, 取り扱いは, 若干, 異なるものになるだろう(たとえば, 複数人による, 一つのeシールを共同管理など)

電子署名とデジタル署名(2)

- 利用者(署名者)本人のデジタル署名は、本人性の証明に極めて有効だが、この方法に限る必要はない。
 - 利便性との関係で、本人のデジタル署名を求めない(本人の電子証明書を発行しない)方法も考えるべき。
 - ただし、本人性がどうやって証明できるのか、そのためには、何が必要になるのかを明確にしておく必要がある。
- 保証レベルの活用

保証レベルについて

■保証レベルの役割

- 「電子署名」により、何が証明できるかを示すもの
 - ◆電子文書に付随する「電子署名データ」と公開情報だけから証明できることは何か。
 - ◆電子署名に関わる事業者の協力により証明できることは何か(例えば、身元確認の確実性)。
- 利用者(特に依頼者=Relying Party)は、この電子署名により、何が証明できるのか、本人性の証明のためには、他に何を留意する必要があるのか、などが保証レベルにより明らかになるべき
- つまり、この電子署名を使うと、訴訟での証明が、どの程度容易か／大変か、ということを知ることができるもの

■保証レベルが明確になることにより、技術に詳しくない者でも、過不足のないセキュリティを備えた方式を選択できるようになり、広い意味での電子署名(デジタル署名に限らない)の普及が進展すると期待している。